公　　告

御所 IC 工業団地 第２期企業募集にかかる、工場の立地を希望する企業を、公募型プロポーザル方式により募集しますので公告します。

令和８年１１月１０日

奈良県知事　　山下　真

１．事業の目的

奈良県では、中南和地域の振興・通勤圏内での雇用機会の創出を目的とし、奈良県が事業主体となって造成・分譲を行う「御所 IC 工業団地」を整備中。

今回、御所 IC 工業団地第２期企業募集対象地の分譲を行うにあたり、地域への経済波及効果が期待され、また、脱炭素に先進的に取り組まれる企業を選定するもの。

２．事業の名称

御所 IC 工業団地 第２期企業募集

３．募集の内容

「４．土地の概要」で示す対象地において立地を希望する企業を募集します。

４．土地の概要

次に示すとおりです。

●御所 IC 工業団地 第 2 期企業募集対象地

（１）所在地：御所市大字北十三、出屋敷地内

（２）面積（計画）：①28,014.04 ㎡　②31,297.17 ㎡　③8,692.84 ㎡

造成工事完了後に測量を行い、面積を確定し、確定面積で売買を行います。

（３）所有者　：奈良県

５．募集の対象業種及び立地可能施設

（１）立地可能施設

工場

※「御所 IC 北地区　地区計画」の規制あり

（２）立地可能施設の業種

日本標準産業分類の大分類「製造業」に該当すること

※日本標準産業分類（令和５年総務省告示第 256 号）に定める「大分類Ｅ　製造業」

※「御所 IC 北地区　地区計画」の規制あり

６．売却条件

次に示すとおりです。

●御所 IC 工業団地 第 2 期企業募集対象地

契約形態：県有財産売買契約

売買価格：売買価格は以下の価格を最低価格とし、事業者の提案によるものとします。

①１，２３５，４１９，１６４円

（＝４４，１００円/㎡×２８，０１４．０４㎡）

②１，４２０，８９１，５１８円

（＝４５，４００円/㎡×３１，２９７．１７㎡）

③　　３８３，３５４，２４４円

（＝４４，１００円/㎡×　８，６９２．８４㎡）

※計画面積から変更があった場合の売買価格は、提案価格を計画面積で割って算出した単価に確定面積を乗じ、1 円未満を切り上げた金額とする。

契約保証金：あり

土地引渡し時期：所有権の移転後、奈良県と事業者双方が、売買物件引渡確認書により引渡しの完了を確認することをもって、本件土地の引渡しを行うものとします。

土地引渡し条件：引渡日時点の現状有姿引渡し

７．参加資格

（１）参加資格要件

次の①～⑮に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

①国内法によって設立された内国法人であること。

②業務施設の建設や事業運営に必要な資力及び信用等を有する者であること。

③「(2) 応募者及び操業者の要件」の要件を満たしていること。

④奈良県が別途指定する期日までに本件土地売買代金及びその他募集要項に記載する必要となる費用を確実に支払うことができる者であること。

⑤直近の決算期から起算して、３期連続債務超過（純資産の部がマイナス）でない者であること。なお、決算期が３期未満の者は、本要件を不要とします。

⑥地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

⑦国税及び奈良県税の滞納がない者であること。（ただし、奈良県内に本店・支店・営業所を有しない者は、本店所在の都道府県税を滞納していないこと。）

⑧本件土地の引渡日から、1 年以内に着工、及び着工から 3 年以内に自ら操業若しくは「(2) 応募者及び操業者の要件」に規定する操業者に操業を開始させることができる者であること。

⑨事業提案書等提出の日までに「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定」（平成７年 12 月奈良県告示第 425 号）に登録を完了している者（以下「入札参加資格所有者」という。）である場合、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（以下「入札参加停止措置要領」という。）による入札参加停止の期間中でない者であること。入札参加資格所有者でない場合、事業提案書等提出の前日から起算し、入札参加停止措置要領別表の「期間」に掲げる月数以内に「措置要件」に掲げる事項のいずれにも該当していない者であること。

⑩本件土地の引渡日から 10 年は、操業を継続する者であること。

⑪業務施設の建設及び経営に係る事業計画が、「Ⅲ－２．募集対象施設」に適合した内容となっている者であること。

⑫工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）及び本件土地における都市計画など関係法令等を遵守する者であること。

⑬公害の防止や環境保全等に対し、関係機関と十分協議を行うとともに、関係法令や本募集要項等の定めに従い、必要かつ十分な措置を講じる者であること。

⑭会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算を行っていない者であること。

⑮暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第２号から第５号に該当する者）のほか、次のａ～ｆまでのいずれかに該当する者でないこと。

ａ　役員等が暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる法人

※役員等とは、役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

ｂ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人

ｃ　役員等が、その属する法人、その他の目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人

ｄ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人

ｅ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人

ｆ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる法人

（２）応募者及び操業者の要件

応募者が操業者として自ら操業する場合のほか、応募者と操業者が異なる場合で、次の要件①及び②を満たす場合は応募できるものとします。

要件① 応募者と操業する企業が直接賃貸借契約（土地又は建物）を締結すること

要件② 応募者と操業する企業が関係会社であること

（応募可能なパターン例）

	土地所有者	建物所有者	操業者
1	A	A	A
2	A	A	B
3	A	B	B

凡例

Ａ：県と本件土地の売買契約をする企業

Ｂ：Ａの関係会社であり、土地若しくは建物についてＡと直接賃貸借契約する企業

※上記パターン例に該当しない場合でも、事前協議の上、認める場合があります。

また、サービス業等の事務所が工場内に入っているような、生産活動に直接影響がないと認められる事業者は、操業者には含みません。

８．審査方法

「御所 IC 工業団地 第２期企業募集審査基準」に基づいて御所 IC 工業団地立地企業選定委員会が審査を行い、優秀提案を選定します。その後、当該審査の結果に基づき、奈良県が優先交渉権者を決定します。

９．スケジュール

事　項	時　期
募集要項公表	令和８年１１月１０日（火）
質問事項受付期間	令和８年１１月１０日（火）～令和９年　１月２９日（金）まで
質問事項回答	原則、質問を受け付けた翌月末頃までに回答
事業提案書等受付	令和９年　３月　１日（月）～令和９年　４月３０日（金）まで
ヒアリング実施通知　等	令和９年　８月上旬頃（予定）
二次審査（ヒアリング）	令和９年　８月下旬～９月末頃（予定）
優先交渉権者決定	二次審査による優秀提案決定後、速やかに決定する。

※「ヒアリング実施通知　等」以降のスケジュールは、事業提案書等受付の状況により変更する場合があります。

10. その他

（１）募集の詳細については、募集要項による。

（２）募集に関する情報提供は、原則として奈良県ホームページで提供する。

11. 事務局

奈良県産業部産業創造課

所在地：〒630-8501　奈良市登大路町 30 番地

電話：0742-27-8819（直通）　FAX：0742-27-4473

Email：sangyo@office.pref.nara.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.nara.lg.jp/n100/p066027.html